

国土交通省告示第二百六十七号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十七条第一号の規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

車いす使用者用浴室等の構造を定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十七条第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。